

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 27 日（金）第3096号の 5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則（※）

（人事課取扱い） 1

規 則

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 9 号

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則

鹿児島県行政組織規則（昭和35年鹿児島県規則第122号）の一部を次のように改正する。

目次中	「第24款 病虫害防除所（第129条—第131条） 第25款 農業開発総合センター（第132条—第136条） 第26款 フラワーセンター（第137条—第140条） 第27款 家畜保健衛生所（第141条—第144条） 第28款から第30款まで 削除	を	「第24款 大隅加工技術 第25款 病虫害防除所 第26款 農業開発総合 第27款 フラワーセン 第28款 家畜保健衛生 第29款及び第30款 削
-----	---	---	--

研究センター（第129条—第132条）

（第133条—第135条）

センター（第136条—第140条）

ター（第141条—第144条）

所（第145条—第148条）

除

に改める。

第 8 条第 1 項の表保健福祉部の部介護福祉課の項中「認知症対策係 地域包括ケア推進係」を「認知症・生活支援係 医療介護連携推進係」に改め、同表農政部の部農政課の項中「流通加工企画係 食育・地産地消推進係」を「流通企画係 流通支援係」に改める。

第18条の 7 に次の 1 号を加える。

(8) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関する こと。

第23条の 3 第 7 号中「管理型処分場の建設推進」を「エコパークかごしま」に改め、同条第 8 号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

第24条第 4 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第26条第 1 項第 5 号中「及び視能訓練士法（昭和46年法律第64号）」を「，視能訓練士法（昭和46年法律第64号），臨床工学技士法（昭和62年法律第60号），救急救命士法（平成 3 年法律第36号）及び言語聴覚士法（平成 9 年法律第132号）」に改め、同項第 9 号中「看護職員等修学資金貸与条例」を「看護職員修学資金等貸与条例」に改め、同項第28号を削り、同条第 2 項中「第28号」を「第27号」に改める。

第27条の2第27号を同条第31号とし、同条第26号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同号を同条第30号とし、同条中第25号を第29号とし、第24号を第28号とし、第23号を第25号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (26) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）の施行に関する事。
- (27) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）の施行に関する事。

第27条の2中第22号を第24号とし、第18号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、第17号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (19) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関する事。

第27条の2中第16号を第17号とし、第3号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 社会福祉主事の養成機関並びに社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の指定に関する事。

第28条の2中第20号を第22号とし、第15号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第14号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (16) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の施行に関する事。

第28条の2中第13号を第14号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に関する事（生活衛生課及び食の安全推進課の所管に属するものを除く。）。

第28条の3中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を削り、同条第13号中「ハートピアかごしま」を「精神保健福祉センター、ハートピアかごしま」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第14号を第12号とし、第15号を第13号とし、同条に次の2号を加える。

- (14) 障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（平成26年鹿児島県条例第28号）の施行に関する事。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者の保健福祉に関する事。

第28条の5に次の1号を加える。

- (27) 食品表示法の施行に関する事（健康増進課及び食の安全推進課の所管に属するものを除く。）。

第35条中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) スポーツ観光に関する事。

第36条中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同条第15号中「及び地産地消」を削り、同号を同条第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (13) 農畜産物の加工対策に関する事。
- (14) 大隅加工技術研究センターに関する事。
- (15) 農畜産物の情報に関する事。

第37条第8号中「農地・水保全管理支払交付金」を「多面的機能支払交付金」に改め、同条第20号を削る。

第38条の2第1号中「及び品質表示の適正化」を削り、同条に次の1号を加える。

- (12) 食品表示法の施行に関する事（健康増進課及び生活衛生課の所管に属するものを除く。）。

第52条第1項中第33号を第34号とし、第24号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

- (24) 大隅加工技術研究センター

第52条第3項中「第135条第2項」を「第139条第2項」に改める。

第56条第1項の表始良・伊佐地域振興局の部農林水産部の款農政普及課の項中「野菜普及係果樹花き普及係」を「園芸普及係」に改め、同条第2項の表北薩地域振興局の項中「総務企画部」を「総務企画部 農林水産部」に、

保健福祉環境部	薩摩川内市隈之城町	を
農林水産部	薩摩郡さつま町	

」

保健福祉環境部	薩摩川内市隈之城町	に改める。

」

第57条第1項総務企画課の項第11号中「鹿児島地域振興局、大隅地域振興局及び熊毛支庁を除き、南薩地域振興局及び大島支庁にあつては一般旅券の交付事務」を「北薩地域振興局及び始良・伊佐地域振興局」に改める。

第58条第1項健康企画課の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 第76条第1項第29号に掲げる保健所の業務に関する事（鹿児島地域振興局以外の地域振興局にあつては、衛生・環境課の所管に属するものを除く。）。

第58条第1項衛生・環境課の項第3号中「第27号まで」の次に「及び第29号（健康企画課の所管に属するものを除く。）」を加え、同条第1項地域保健福祉課の項第16号中「こと」の次に「（南薩地域振興局を除く。）」を加え、同項第26号を同項第27号とし、同項第25号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「こと」の次に「（南薩地域振興局を除く。）」を加え、同号を同項第26号とし、同項中第24号を第25号とし、第19号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 生活困窮者自立支援法の施行に関する事（南薩地域振興局を除く。）。

第58条第6項中「及び第28号」を「、第28号及び第29号」に改める。

第59条第1項農政普及課の項第13号中「農産物資の品質表示」を「食品に関する表示」に改め、同条第1項農村整備課の項第28号中「農地・水保全管理支払交付金」を「多面的機能支払交付金」に改める。

第61条第3項総務企画課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項保健福祉環境課の項第3号中「及び第21号並びに」を「、第21号及び」に、「第28号」を「第29号」に改める。

第62条第3項第4号中「農村整備第一係」を「農村整備係」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第4項保健衛生環境課の項第2号中「第28号」を「第29号」に改める。

第73条第2項水質部の項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 廃棄物に関する試験検査に関する事。

第74条中「地域保健法」の次に「（昭和22年法律第101号）」を加える。

第76条第1項に次の1号を加える。

(29) 食品表示法の施行に関する事（地域振興局及び支庁の農林水産部農政普及課の所管に属するものを除く。）。

第77条の4第2項管理課の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する事。

第3章第3節第28款から第30款までを削り、同節第27款中第144条を第148条とし、第141条から第143条までを4条ずつ繰り下げ、同款を同節第28款とし、同款の次に次の2款を加える。

第29款及び第30款 削除

第149条から第154条まで 削除

第3章第3節第26款中第140条を第144条とし、第137条から第139条までを4条ずつ繰り下げ、同款を同節第27款とする。

第3章第3節第25款中第136条を第140条とし、第135条を第139条とする。

第134条第1項管理部の部総務管理課の項第2号中「農産物加工研究指導センター及び」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条を第138条とする。

第133条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条を第137条とする。
第132条を第136条とする。

第3章第3節第25款を同節第26款とする。

第3章第3節第24款中第131条を第135条とし、第130条を第134条とし、第129条を第133条とし、同節第24款を同節第25款とする。

第3章第3節第23款の2の次に次の1款を加える。

第24款 大隅加工技術研究センター

(設置)

第129条 農産物の一時加工等による高付加価値型農業の展開を図る拠点として、農産物の加工及び流通技術の研究開発を行うとともに、食品加工事業者等による加工品の試作、販路の拡大等を支援するため、大隅加工技術研究センターを設置する。

(名称及び位置)

第130条 大隅加工技術研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大隅加工技術研究センター	鹿屋市

(所掌事務)

第131条 大隅加工技術研究センターは、次の事務を行う。

- (1) 農産物の加工及び流通技術の研究開発に関すること。
- (2) 農産物及び加工食品の品質向上に係る研究開発に関すること。
- (3) 食品加工事業者等への技術指導に関すること。
- (4) 食品加工事業者等の育成に関すること。
- (5) 加工食品に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 食品加工事業者等への販路の拡大等に係る支援に関すること。
- (7) 加工機器及び分析機器の開放に関すること。

(研修生)

第132条 大隅加工技術研究センターに、研修生を置くことができる。

2 研修生に関する必要な事項は、知事が別に定める。

第177条第2項の表指導監査監の項の次に次のように加える。

地域包括ケア対策監	介護福祉課	地域包括ケア対策に関する事務の総括
-----------	-------	-------------------

第177条第2項の表防災対策監の項を次のように改める。

原子力安全対策監	原子力安全対策課	原子力安全対策に関する事務の総括
----------	----------	------------------

第177条第4項の表課税対策官の項を削り、同条第5項の表世界文化遺産総括監の項の次に次のように加える。

奄美世界自然遺産総括監	環境林務部	部長に直属し、奄美世界自然遺産登録に関する特命事項を処理する。
-------------	-------	---------------------------------

第178条第1項の表所長の項中 「水産技術開発センター」を 「水産技術開発センター
大隅加工技術研究センター」

に、「畑地かんがい農業推進センター」を「畑地かんがい農業推進センター」に改め、同表次
農産物加工研究指導センター」

長の項中「末吉食肉衛生検査所」を 「末吉食肉衛生検査所
大隅加工技術研究センター」に改め、同表課長の項中

「第133条第1項」を「第137条第1項」に改め、同条第2項の表療育支援対策監の項中「療育支援対策監」を「地域支援専門監」に、「療育支援に」を「療育に係る地域支援に」に改め、

同表主任研究員の項中「水産技術開発センター」を「水産技術開発センター
大隅加工技術研究センター」に改め、同
表輸出検査係長の項中「阿久根食肉衛生検査所」を「知覧食肉衛生検査所
阿久根食肉衛生検査所」に改め、同表研
究室長の項中「農業開発総合センター
農産物加工研究指導センター」を「農業開発総合センター」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第24条第4号の改正規定は、同年5月29日から施行する。